

イノベーション関連の司令塔機能強化について

平成 30 年 5 月 25 日
自由民主党行政改革推進本部
総合科学技術・研究開発WG

国際社会において我が国の存在価値を高めると共に、国益を守り、国富の増大を図る観点からは、我が国の国家戦略の根幹を成す経済戦略と安全保障戦略を車の両輪として遂行していくことが極めて重要である。これらの戦略の下での経済・安全保障政策の基盤となるのが「イノベーション」である。

近年、世界では破壊的イノベーションが急速に進展する一方で、我が国のイノベーション能力は低下しており、抜本的に強化する必要性が高まっている。

こうした中、イノベーションを推進する政府の体制を見ると、総合科学技術・イノベーション会議以外に、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、健康・医療戦略推進本部、宇宙開発戦略本部、総合海洋政策本部、未来投資会議が林立し、また、地方創生の観点からまち・ひと・しごと創生本部が大学改革に取り組む等、一部イノベーションに関連する業務を行っている司令塔会議も多く存在する。結果として、各会議間の連携が十分に図られない等、新たな課題が生じている。

こうした状況を踏まえ、自由民主党は昨年 11 月、「生産性革命推進戦略」において、「司令塔間の連携や各府省にまたがるイノベーション政策の立案推進について全体を一体的整合的に強力にすすめる仕組みを構築する」旨、提言したところである。同提言を早急に具体化すべく、以下提言する。

1. 現状の課題と今後の目指すべき方向性

(1) 政策面

イノベーション関連の司令塔会議（以下「司令塔会議」）の政策が重複する一方で、連携が不十分であるという問題点がある。これはそもそも各司令塔会議が設置根拠となる法律等に基づき、各政策の司令塔的役割を果たすことが求められるゆえに、互いの調整が困難となっているためである。

そのため今後の目指すべき方向性として、司令塔会議そのものを統合することや、その事務局を統合することを検討するべきである。当面の措置として、横断的かつ実質的な調整機能を速やかに構築することを検討するべきである。

(2) 内閣総理大臣の負担

司令塔会議が林立することによって、類似の政策課題について内閣総理大臣の時間が度々拘束されるという問題点がある。これは内閣総理大臣が各司令塔会議の長であり、出席が不可欠であるためである。

そのため今後の目指すべき方向性として、内閣総理大臣が出席する司令塔会議を限定、又は、司令塔会議を合同で開催することを検討するべきである。

(3) 組織面

現状では、本来機動的な役割を果たすべき内閣官房に恒常的な司令塔会議が相応数

存在し、内閣官房と内閣府の役割分担も不明確となっている。

そのため今後の目指すべき方向性として、内閣官房・内閣府のスリム化の観点から、各省の総合調整機能を活用して一部業務を各省に移管しつつ、イノベーション関連の恒常的組織は内閣府に移管・一元化することを検討するべきである。

2. 具体的な見直しの進め方

将来的には経済政策、安全保障政策、イノベーションなど、国の主要な政策ごとに司令塔会議を集約させていくべきである。特に、イノベーション力の強化は喫緊の課題であることから、イノベーション関連の司令塔機能強化については、できることから直ちに取り組む必要があり、以下のように段階的に見直しを進めていくべきである。

(1) 横断的かつ実質的な調整機能を構築

本年夏を目途に、特にイノベーションに関連が深い総合科学技術・イノベーション会議、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、健康・医療戦略推進本部、宇宙開発戦略本部、総合海洋政策本部、未来投資会議などの司令塔会議について、官房長官を中心とした横断的かつ実質的な調整機能を構築する。

(2) 各司令塔会議事務局の統合

次期内閣官房・内閣府スリム化法において、内閣官房に置かれているイノベーション関連の司令塔会議事務局を内閣府に移管し、司令塔会議事務局を統合する新たな事務局を内閣府に設置する。その際、現在の司令塔会議事務局が行っている業務の棚卸しを行い、イノベーションとの関係を丁寧に検討する。また、前回の内閣官房・内閣府スリム化法において各省に付与された総合調整権限を活用し、各司令塔会議の業務のうち各省に移管するべきものは移管する。

なお、当該事務局は高度な専門性を要する複雑で幅広い業務を扱うことから、専門性を有する人材の確保を図るとともに、当該事務局の長については、優れた識見や国際感覚、卓越した統率力や実行力を有する人材を充てるべきである。また、人事配置等において、統合の効果が最大限発揮されるよう措置すべきである。

(3) 各司令塔会議の統合

イノベーション関連の司令塔会議の統合については、上記の方策の実現を見た上で、各司令塔会議の設置根拠となる法律の制定経緯も十分に踏まえ、3年後を目途として、検討することとする。

(参考) 日本の法体系におけるイノベーションの概念

研究開発力強化法（平成20年法律第63号）（抄）

第二条

5 この法律において「イノベーションの創出」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

(以 上)